

開催年月日

質問者

答弁者

開催状況

令和6年3月12日(火)

日本共産党 丸山 はるみ 委員

子ども家庭支援課長 和田 宏一

子ども成育支援担当課長 中村 浩

質問内容	答弁内容
<p>四 困難を抱える女性支援等について (一) 配偶者暴力被害者支援対策事業について 1 民間団体の立ち上がりについて 現在、道内7振興局で8つの民間団体にこの事業でDV被害者等の一時保護を委託していると承知しています。前年度比で約140万円増の約4,540万円ついていますが、増額の要因を伺うとともに、北海道の計画では、2028年度までの計画期間中に、道内で14ある全振興局管内に困難女性支援を行う民間団体が立ち上がることを目指すというふうにあります。その実現のために、計画的に取り組む必要があると思うのですが、新年度の取り組みの予定と、計画期間中の見通しを伺います。</p> <p>2 関係職員の研修について 同事業で関係職員の資質向上の研修を実施していますが、相談支援担当者の研修受講率の推移を見ると、50%を切っている状況が続いています。不十分といわざるを得ません。改善を求めますが、研修受講率への認識と、原因、今後の受講率を高めるための対策について伺います。</p> <p>(二) 配偶者暴力被害者等支援事業について 1 先進的取組について 次に、配偶者暴力被害者等支援事業についてですが、この事業で民間シェルターの先駆的取り組みに対して手当をしていると承知しています。この先駆的取り組みについて具体的に伺うとともに、計画のもとでさらに支援を充実させようとしているにもかかわらず、前年度比較で減額されているのですが、その理由を伺います。</p> <p>2 民間シェルターへの支援について 計画策定にあたってのパブリックコメントを読みました。「今多いのは、シェルターには入らずに、支援者の力を借りながら自立していくケース、弁護士や警察、役所等への同行支援をしているというんですね。しかしこうした取り組みに道の支援は十分ではない。現制度はシェルターに入らないと委託料が発生せず、その他の支援はボランティアである」というふうになっていました。このような、現在委</p>	<p>【子ども家庭支援課長】 予算の増額要因と、新年度の取組などについてでございますが、配偶者暴力被害者支援対策事業は、主にDV被害者の一時保護を民間シェルターに委託する、国の負担金による事業でありまして、予算増額の主な要因は、国の基準単価の増額であります。困難女性支援計画の基本目標であります各振興局管内での民間支援団体の立ち上がりにつきましては、今後、地域での情報収集や普及活動をすすめ、目標が達成されるよう努めてまいります。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 相談支援担当者の研修受講率についてでございますが、道が実施する相談支援担当者への研修は、年1回、札幌市内において、集合形式で行っているところでありまして、受講率が低い主な要因といたしましては、業務の都合等で参加できないことが考えられます。今後は、オンラインの併用やオンデマンド配信など研修方法等の検討を行い、受講率の向上に努めてまいります。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 配偶者暴力被害者等支援事業における、先進的取組などについてでございますが、配偶者暴力被害者等支援事業は、国の交付金を活用し、民間シェルター等が行う先進的な取組を支援する事業であり、道内の民間シェルターでの取組といたしましては、中学生以上の男児同伴やペットを飼っている方などの多様な受入体制整備のほか、全国のシェルターと共通したシステムによるSNS相談、高校生や大学生を対象にした出前デートDV講座などとなっております。令和6年度の予算額は、令和5年度の実績見込みを勘案し算定しており、結果的に前年度比でマイナスとなっているところでございます。</p> <p>【子ども家庭支援課長】 配偶者暴力被害者等支援事業についてでございますが、本事業は、国の要綱等を基に、道が一時保護を委託する民間シェルターが行う先進的な取組に対し、限られた財源の中で支援を行うものでありまして、今後もその取組を実施することにより、地域におけるDV被害者等に対する支援の充実が認められる取組を支援してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>託事業にはなりません、支援に必要な取り組みこそ、この事業で支えるべきで、予算は不十分と考えますが、見解を伺います。</p> <p>(三) 道立女性相談援助センターについて</p> <p>1 一時保護等の状況について</p> <p>この施設では、「相談対応」「一時保護」「自立援助」が行われていると承知しています。過去3年間の一時保護をした人数と自立援助をした人数をお答えください。</p> <p>2 施設における制限について</p> <p>一時保護に比べて自立援助が極端に少ないのではないかと思うんですけども、計画のパブリックコメントでは、道立女性相談援助センターでは、DV被害者等の安全確保のために、一時保護にあたって通勤通学の制限、スマホ等通信機器類の持ち込み制限があると。しかし安全確保上、こうした厳しい条件が必要ではないけれども、行き場がなく支援の必要な女性はあると思うんですね。あるいは自立支援に移行したあと、こういった厳しい条件を理由に施設利用をためらう事例があるというふうに聞いたのですが、道の認識を伺います。</p> <p>再-2</p> <p>今のご答弁は十分理解するんですけども、例えば、自立援助部門の利用者が少ない要因についてはですね、やはりスマホ等の通信機器の利用制限など、様々な生活上の制限があることが理由ではないかというふうに、やっぱり思うわけです。</p> <p>自立援助部門の入所に係る生活上の制限について、見直すこと。必要だと思うんですけどもいかがですか。</p> <p>たしかにDV被害があって一時保護を利用されている方も利用する施設、ということを見ると万一のことがあってはいけないということだというふうに思います。</p> <p>3 入所施設の整備について</p> <p>たしかにDV被害があって一時保護を利用されている方も利用する施設、ということを見ると万一のことがあってはいけないということだというふうに思います。</p>	<p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>道立女性相談援助センターにおける一時保護及び自立援助の実績についてでございますが、一時保護については、保護又は自立のための援助を必要とする女性及び同伴児童等を保護しており、相談者本人につきましては、令和2年度61人、令和3年度56人、令和4年度72人となっております。</p> <p>また、自立援助につきましては、一時保護入所者のうち、様々な事情により地域での生活が困難で、長期の支援を必要とする女性に対し、社会的自立に必要な生活指導などを行うこととしており、令和2年度3人、令和3年度1人、令和4年度0人となっております。</p> <p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>道立女性相談援助センターへの入所にかかる生活上の制限についてでございますが、道立女性相談援助センターは、DV被害者も避難する施設であり、入所する全ての女性の安全が脅かされることのないよう、最大限の配慮が必要と考えているところでございます。</p> <p>このため、施設の利用にあたりましては、利用者の安全確保の観点からスマートフォン等の通信機器の利用制限などを設けているところでありますが、そうした生活上の制限により入所を拒む方もおりますことから、センターでは、仮に制限しない場合に起こりうる危険等を丁寧に説明し、理解を求めています。</p> <p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>道立女性相談援助センターへの入所に係る生活上の制限についてでございますが、道立女性相談援助センターでは、利用者の安全確保の観点からスマートフォン等の通信機器の利用制限など、一定の生活上の制限を設けているところでございまして、今後も利用者に対し、仮に制限しない場合に起こりうる危険等を丁寧に説明し、理解を求めていくことといたします。</p> <p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>道立女性相談援助センターにおける支援のあり方についてでございますが、道立女性相談援助センターでは、同一施設で一時保護と自立援助を行っており、利用者の安全確保等の観点から一定の生活上の制限</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>こうした公的な施設に来る方というのは、他に行くところがないから来るんですね。妊娠 SOS もそうですけれども、相談窓口もそしてこの一時保護の施設も、実家に帰られる方は帰るんです。お友達とか頼れる人がいる人はそういうところに行くんです。でも、行くところがないからこういうところに来てるんです。</p> <p>一時保護の厳しい制限はわかりますけれども、その一時保護から一步進んで中長期的に支援が必要な人が出てくる訳ですから、そこにも手当をしていくことでぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>(四) にんしんSOSほっかいどうサポートセンターについて</p> <p>1 相談支援体制について</p> <p>道では 2022 年 12 月から、予期せぬ妊娠等の相談を受ける窓口としてにんしんSOSほっかいどうサポートセンターを平日 17 時から 23 時と土日祝日の間、民間に委託しています。以降 2023 年 12 月までの相談件数は、延べ 1,990 件と承知しております。</p> <p>この民間事業者は、北海道の委託外の時間も独自事業で相談事業・支援事業をしています。私は、昨年の第 3 回定例会の予算特別委員会で、新年度以降も 24 時間 365 日の相談体制、ワンストップの支援事業を北海道が責任を持って継続させるべきと質問し、鈴木知事から若年妊婦等に寄り添いながら適切な支援につなげるのは大事なことだ、整備に取り組むと答弁をいただきました。新年度は北海道として委託事業を拡充するのか伺います。</p> <p>2 居所の支援について</p> <p>相談者の中には住む場所がなくて、事業者が 2 室用意しているアパートを利用するケースがあるが、この間、2 室では対応できなかったことがあると聞いています。困難女性支援計画では、民間団体とさらなる連携を図るとしてはいますが、例えば、母子生活支援施設や道営住宅の入居につなげるなど道としてできることがあると思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>を設けることはやむを得ないものと考えるところでございます。</p> <p>現段階で、新たな施設整備を行うことは難しいですが、今後、さらに多様な困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援の提供が求められることから、関係機関との連携を密にし、それぞれの方の状況に応じた支援制度の活用を図るなど、丁寧な支援を実施するとともに、利用者ニーズを踏まえた支援のあり方について検討を進めてまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>にんしんSOSほっかいどうの相談支援体制についてであります。にんしんSOSほっかいどうでは、SNSを活用し、全道域を対象に、委託先団体独自の取組とあわせて 24 時間体制で相談に応じてきているところです。</p> <p>相談者は札幌市に居住されている方も多いため、特に同市との連携が重要であると考えており、今後一層、協力を密にしながら、相談支援体制の充実に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>道としては、今後とも、札幌市をはじめとした市町村や関係機関、民間の支援団体等と連携しながら、困難な問題を抱える妊産婦の方々の方々の様々な事情に寄り添った支援に努めてまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>居場所の支援についてであります。複雑な問題を抱える妊産婦の方々には、個々の事情を踏まえた切れ目のない支援が重要であり、にんしんSOSほっかいどうと関係機関が連携し、相談者に寄り添いながら、居場所などの支援を進めていく必要があります。</p> <p>道としては、官民による取組の中心となって、市町村と連携した、地域での住居の確保、民間団体との連携によるシェルターなどの受入施設や道立女性相談援助センターの入所施設の活用など、支援を必要とする妊産婦の方々の居場所を確保しながら、適切な支援に取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再－２ 住む場所のない相談者への一時的な受入施設の活用については理解しましたが、行き場がなくて相談に来ている人たち、中には一人で乳幼児を育てていかなければならないケースも想定されます。こうした方が、地域へ移行した後の支援も重要と考えます。各市町村と連携をしながら支援をしていただきたいと思うのですが見解を伺います。</p> <p>【指摘】 妊娠の先には出産して子育てがあります。困難を抱える女性支援もそうですが、長期の支援になる方もいらっしゃると思います。孤立に陥らせることなくしっかり支援体制を構築される必要があると指摘します。</p> <p>いずれ自立していく人たちが多いと思います。子どもたちも成長して自立していくと思います。そこに温かい支援を差し伸べる必要があると指摘しておきます。</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】 居場所の支援についてであります。安定した生活基盤がないといった方々には、にんしんSOSが市町村や保健所、医療機関等と連携し、出産後の生活を含め、様々な社会的資源を活用した長期的な支援につなげているところです。</p> <p>また、悩みを抱える妊産婦を早期に把握し、市町村や医療機関と連携したネットワークにより見守りを行い、市町村保健師等による個別訪問等を行いながら、住居の確保を含めた、地域での継続的な支援に取り組んでいるところです。</p> <p>道いたしましては、今後とも、こうした取組を進めつつ、思いがけない妊娠に悩む方々に寄り添い、支援体制の充実を図ってまいります。</p>